

相模原市手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年1月22日

相模原市長 本村賢太郎

相模原市条例第5号

相模原市手数料条例の一部を改正する条例

相模原市手数料条例(平成12年相模原市条例第7号)の一部を次のように改正する。

別表第4第1号の表44の項、別表第4第3号の表1の項及び別表第4第6号中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に改める。

別表第4第7号中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。